

2024年9月11日
第475回理事会

中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画
実施案及び事業実施主体の募集に係る公募要綱における様式変更について
(案)

中国九州間連系設備に係る計画策定プロセスについて、実施案及び事業実施主体の募集に係る公募要綱では、有資格事業者が本機関に対して情報の提供依頼を行うことができるとしている。その際、有資格事業者は、本機関から開示された情報の取扱いに関する秘密保持誓約書を提出することが必要となる。

この秘密保持契約書について、有資格事業者が実施案の検討を行う上で必要な知見を有する事業者に対して、本機関から提供された情報を開示する等の二次利用に関する規定を追加するため、別紙のとおり、公募要綱における秘密保持契約書の様式を変更することとした。

【添付資料】

別紙：中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画 実施案及び事業実施主体の募集に係る公募要綱（様式変更案）

以上

中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画

実施案及び事業実施主体の募集に係る
公募要綱

2024年6月28日公表

2024年7月31日一部改定

2024年9月11日様式変更

電力広域的運営推進機関

目次

I.	実施案及び事業実施主体の公募に至る経緯	1
II.	公募の目的	2
III.	スケジュール	3
IV.	応募意思の確認	3
1.	応募資格者	3
2.	応募意思の確認	3
(1)	提出書類	3
(2)	提出先	3
(3)	提出期限	3
(4)	提出形式	4
V.	応募資格の審査	4
VI.	実施案の提出	4
1.	実施案の提出	4
(1)	実施案の記載事項	4
(2)	提出先	4
(3)	提出期限	4
(4)	提出形式	4
(5)	実施案の修正協議	4
(6)	実施案の内容修正の禁止	4
(7)	留意事項	5
2.	実施案の提出を辞退する場合の取扱い	5
VII.	実施案の記載事項	5
1.	実施案の基本方針	5
2.	実施案の記載事項	5
(1)	対策工事の概要	5
(2)	対策工事件名の概要	6
(3)	対策工事の選定理由	6
(4)	経済性	7
(5)	電力系統の安定性	7
(6)	対策の効果	8
(7)	事業実現性	8
(8)	事業継続性	8
(9)	他者設備への影響	8
(10)	将来拡張性	8
(11)	工事費低減の方策	9
(12)	その他実施案の評価に資する事項	9
VIII.	実施案及び事業実施主体の評価方法等	9
1.	実施案の要件との適合性	9

2. 実施案及び事業実施主体の評価方法	9
(1) 本公募要綱等への適合性	9
(2) 経済性	9
(3) 系統の安定性	9
(4) 対策の効果	9
(5) 事業実現性	10
(6) 事業継続性	10
(7) その他実施案の妥当性を評価するに当たって必要な事項	10
3. 他者設備への影響の確認	10
IX. 応募に必要な情報の提供	10
X. 他社設備の工事の実施及び維持・運用	10
XI. 広域系統整備計画の変更	11
XII. 情報の取扱い	11
XIII. 本公募要綱に記載の無い事項について	11
XIV. その他	11
XV. 問合せ先	11

添付書類

別紙 実施案の要件

- 様式 1 中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募意思表明書
- 様式 2 中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画に対する実施案の提出辞退申出書
- 様式 3 秘密保持誓約書（有資格事業者用）
- 様式 4 情報取扱者名簿及び情報管理体制図
- 様式 5 広域機関提供情報に係る検討協力事業者への開示申請書
- 様式 6 秘密保持誓約書（第二次情報受領者用）

I. 実施案及び事業実施主体の公募に至る経緯

本機関は、これまでの広域連系系統のあるべき姿の実現に向けた取組の方向性を踏まえつつ、2017年3月に策定した広域系統長期方針を大幅に見直すこととし、広域連系系統に係る将来動向等の見通しや、将来の広域系統整備に関する長期展望等、更には長期展望の具体化に向けた取組等から構成された広域系統長期方針（広域連系系統のマスターplan）の検討を2020年8月より開始した。

こうした中、通常であれば、全国大の系統増強計画である広域系統長期方針の策定を待って、個々の地域間連系線等の整備計画の検討を進めるところ、第43回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2022年7月）において、再エネの導入を加速化する政策的な観点から、一部の地域間連系線については、広域系統長期方針の策定を待たずに検討を具体化することが重要であることが示された。そして、中西地域の地域間連系線を対象に、広域系統整備に関する検討の要請を同小委員会から受けた。

このため、本機関は、業務規程第51条の4の規定に基づき2022年7月20日に計画策定プロセスを開始した。

中西地域のうち中国九州間連系設備については、2023年12月に広域系統整備の基本要件を決定した中部関西間連系線と合わせて、九州エリアの再エネを本州の大消費地に送電することを可能とするために必要となる増強である。

特に、2018年以降、九州エリアでは再エネの出力制御が増加傾向であり、今後、洋上風力を中心に更なる再エネ導入拡大が想定される中では、出力制御は更に増加するものと考えられる。加えて、九州エリアでは、容量市場において需要規模に対する容量拠出金が他エリアよりも高額になっていることや、スポット市場において、例えば2022年度実績では年間の約半分の時間帯で市場分断による値差が生じていることなどを踏まえても、需要面・供給面での対策に加えて、系統面での対策も早期に進めることが必要である。

また、中国九州間連系設備の整備により、本州と九州エリアが2ルートで連系されることから、地震等の大規模災害時においても九州エリアとの連系維持が期待されるなど、供給信頼度の向上効果も期待される。

このように、中国九州間連系設備の整備は、広域的取引上、特に重要なものであり、現時点での費用便益の評価には反映しきれない将来の再エネ電源の活用も期待されることから、引き続き、工事費等を精査しつつ、将来的な再エネ導入拡大の見込みや、電力のレジリエンス強化の観点のほか、社会的ニーズを加味し、可能な限り早期に増強し、西日本における再エネを含めた電気の広域的な運用につなげていく旨の方向性が国¹にて示された。

その背景としては、GX実現に向けた基本方針（2023年2月閣議決定）において、「安定的で安価なエネルギー供給につながるエネルギー需給構造の転換の実現、さ

¹ 第70回電力ガス・基本政策小委員会（2024年2月27日）及び第60回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2024年3月7日）

らには、「我が国の産業構造・社会構造を変革」するため、電力ネットワーク分野において、再エネ導入拡大に向けて重要となる系統整備として、系統整備や海底直流送電の整備を加速するとされていることを踏まえたものである。

こうした国の方針も受けて、本機関は、本年4月に広域系統整備の基本要件を決定するとともに、流通設備の建設、維持及び運用の実施方策の案（以下「実施案」という。）並びにこれを実施する事業者（以下「事業実施主体」という。）の募集を行うことを決定した。

II. 公募の目的

本機関は、実施案及び事業実施主体の選定の公平性及び透明性を確保する観点等から、業務規程第56条の3の規定に基づき、実施案及び事業実施主体を募集する。

III. スケジュール

実施案及び事業実施主体の選定スケジュールは以下のとおり。

2024 年	8 月 30 日(金) 17 時まで	応募意思表明書の提出期限
	9 月頃	応募資格審査
		応募意思表明者へ審査結果通知
	10 月 25 日(金) 17 時まで	実施案の提出期限
2025 年	3 月目途	広域系統整備計画の決定

※ただし、スケジュールについては、応募の状況等により変更となる可能性がある。

IV. 応募意思の確認

1. 応募資格者

実施案及び事業実施主体の募集に係る応募資格者は、送配電等業務指針第 42 条の規定を踏まえ、次の事業者とする。なお、複数の事業者が連名による応募を希望する場合には、全ての事業者が応募資格を有することを必要とする。

- ① 一般送配電事業者
- ② 送電事業者
- ③ 送電事業者となる許可を取得しようとする事業者²であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者

2. 応募意思の確認

実施案及び事業実施主体の募集に対する応募を希望する事業者は、以下のとおり、必要書類を本機関に提出すること。

(1) 提出書類

- ・ 「中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募意思表明書」(様式 1)
- ・ 応募資格を有することを証する書類³

(2) 提出先

「XV. 問合せ先」と同一

(3) 提出期限

2024 年 8 月 30 日(金) 17 時まで(必着)

² 新たに設立する法人により許可を取得しようとする場合は、当該法人への出資を予定している事業者とする。

³ 送電事業者となる許可を取得しようとする事業者の場合には、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)による送電事業の許可の基準に適合することを説明する書類の提出を要する。

(4) 提出形式

書面又は電磁的方法

V. 応募資格の審査

本機関は、事業者から提出された必要書類を確認の上、応募した全ての事業者に對し、2024年9月頃を目途に審査結果を通知する。

VI. 実施案の提出

1. 実施案の提出

本機関から通知を受けた有資格事業者は、以下のとおり、実施案を本機関に提出する。なお、本機関は、有資格事業者以外からの実施案の提出は受け付けない。

(1) 実施案の記載事項

「VII. 実施案の記載事項」のとおり

(2) 提出先

「XV. 問合せ先」と同一

(3) 提出期限

2024年10月25日（金）17時まで（必着）

(4) 提出形式

書面又は電磁的方法

なお、書面の場合は、正本1部と副本（正本を複写したもの）2部とする。

(5) 実施案の修正協議

本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合には、実施案の修正に関し、広域系統整備委員会の議論を踏まえ、当該実施案を出した事業者との間で実施案の修正に関する協議を行う。ただし、軽微な修正については、広域系統整備委員会の議論を経ることなく、修正協議を行うことがある。

なお、この場合において、本機関から実施案の修正に関して協議を求められた有資格事業者は、当該協議に応じるものとする。

(6) 実施案の内容修正の禁止

実施案を出した事業者は、送配電等業務指針第46条の規定に基づき、前項

の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。

(7) 留意事項

- ・実施案の提出は、1事業者につき1件までとする。ただし、複数の事業者が施工区分を分けずに連名で実施案を提出する場合も1件までとする。
- ・複数の事業者が施工区分を分担してそれぞれ実施案を提出する場合は、当該複数の事業者がそれぞれ提出する実施案において、他の実施者の名称及び施工区分も含む全ての流通設備ごとの建設、維持及び運用の責任と役割を明確にした書類を添付すること。
- ・本機関から追加書類の提出を依頼する場合がある。
- ・提出書類に不備がある場合は、提出書類の補正を求める場合がある。

2. 実施案の提出を辞退する場合の取扱い

有資格事業者は、応募意思表明書提出後の事情変更により、本機関への実施案の提出が困難となった場合、その事由並びに当該事由が実施案及び事業実施主体の評価に与える影響について、様式2（辞退申出書）により本機関に申し出た上で、実施案の提出を辞退することができる。

なお、本機関は、有資格事業者から提出された辞退申出書の内容について公表するとともに、当該内容について当該有資格事業者に対して広域系統整備委員会等での説明を求める場合がある。

また、本機関は、実施案の提出を辞退したことに伴い、当該有資格事業者に損害、損失及び費用（以下「損害等」という。）が生じたとしても、これを賠償又は補償（以下「賠償等」という。）する責任を負わないものとする。

VII. 実施案の記載事項

1. 実施案の基本方針

実施案は、別紙「実施案の要件」（以下「実施案の要件」という。）及び送配電等業務指針第55条に規定する考慮事項を踏まえ、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画とすることを要する。

2. 実施案の記載事項

(1) 対策工事の概要

工事概要、概略ルート、総工事費（小数点以下第1位を四捨五入した億円単位とし、消費税等相当額を含まない金額とする）、所要工期及び完了予定年月（対策工事全体の概略工程表を含む）、本連系線の運用容量（万kW単位を切り捨てして10万kW単位）等により対策工事全体の概要を記載する。

(2) 対策工事件名の概要

<記載事項>

対策工事件名ごとに、以下を記載する。

- ① 工事概要（設備規模及び区分（新設、取替、除却等）を含む）
- ② 工事費の総額、内訳（工費、材料費、除却費、用地関連費等）、固定資産除却損、年度ごとの支出額及び算出根拠（なお、金額については、小数点以下第2位を四捨五入した億円単位とし、消費税等相当額を含まない金額とする）
ただし、実施案を提出した事業者が維持・運用する既設設備の設備更新、除却については、費用負担割合決定のために必要な諸元として、「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針（資源エネルギー庁）」に基づき、「設備更新による受益」、「設備のスリム化による受益」及び「供給信頼度向上受益」を算出して記載する。
また、本連系設備を除く将来構想対応工事の工事費が適切に控除されていることを確認するため、控除の考え方及びその内訳を算出して記載する。
- ③ 所要工期及び完了予定年月（工程表を含む）

<添付書類>

- ① 工事概要図又は設計図書等
単線結線図、機器配置平面図、送電線経過図、通信・給電（システム含む）・保護継電器・計量設備概要説明書その他対策工事件名の概要の説明に必要な書類
- ② 設備の諸データ
対策設備ごとの電圧、設備容量・運用容量及びインピーダンス等の基本的な仕様を記載した書類
- ③ 「設備更新による受益」、「設備のスリム化による受益」及び「供給信頼度向上受益」の算出根拠（送配電等設備費、受益調整係数、耐用年数等）

(3) 対策工事の選定理由

<記載事項>

本連系設備の増強容量、工期短縮の観点も含めた送電ルートの妥当性、電力系統性能基準（送配電等業務指針第61条に定める基準。以下同じ。）の充足性、法令への適合性、経済性等を含めた総合的な観点から対策工事を選定した理由を記載する。

なお、本公募要綱に示す広域系統整備の方策と異なる実施案を提出する場合には、本公募要綱に示す広域系統整備の方策と比較検討し、当該実施案を選定した理由も記載する。

<添付書類>

- ① 予想潮流図（対策工事実施の前後。発電、負荷の内訳を含む。）
- ② 検討に用いた系統関連データ（系統解析データは電力中央研究所が開発し

- た電力系統安定度総合解析システム（電中研C P A T）の形式とする（設定条件等含む）
- ③ 本連系線の増強容量の算出根拠（算出方法、諸元を含む）
 - ④ 送電ルート選定の妥当性を説明する書類（迂回する場合や既設区間を別ルートで新設する場合等の理由、用地状況、鉄塔建替の必要性、他案との比較検討結果等を含む）
 - ⑤ 電力系統性能基準を充足していることを証する書類（解析結果・波形等）
 - ⑥ 設備規模の妥当性を証する書類
 - ⑦ 法令への適合性を証する書類（準拠する法令の記載を含む）
 - ⑧ その他対策工事の選定理由の説明に必要な書類

（4）経済性

実施案の経済性を評価するために、実施案には以下の事項を記載する（金額については、小数点以下第2位を四捨五入した億円単位とし、消費税等相当額を含まない金額とする）。

- ① 年経費率
利子率と法定耐用年数を考慮して算出される工事費に対する年間の経費率（算出根拠を含む）
- ② 流通設備の維持・運用費用
対策工事の対象となる流通設備の維持・運用費用の年平均額（算出根拠を含む）
- ③ 送電損失電力量、送電損失額
 - ・ 送電損失電力量については、対策工事の対象となる連系設備及び対策工事により潮流が変化する広域連系系統の送電損失を設備ごとに記載する（小数点以下第1位を四捨五入し、万 kWh 単位とする）。
 - ・ 送電損失額については、年間の損失額を記載する（送電損失の金額換算の方法を含む）。
- ④ 評価価格
評価価格として以下の算式に基づき算出された金額を記載する。

$$\begin{aligned} \text{評価価格} = & \text{年経費} * (\text{／年}) + \text{維持・運用費用} (\text{／年}) \\ & + \text{送電損失額} (\text{／年}) \end{aligned}$$

*年経費 = 工事費 × 年経費率

（5）電力系統の安定性

実施案の対策後の電力系統の安定性を評価するために、電力系統の運用に関する柔軟性の向上（広域連系系統の作業・故障時における本連系設備の運用に与える影響を含む）、想定される対策工事箇所の事故発生時（過酷・稀頻度故障時を含む）のリスクその他対策後の電力系統の安定性に関する特筆すべき事項について

て、できる限り具体的かつ定量的に記載し、それを証する書類を添付する。

(6) 対策の効果

実施案の対策後の効果を評価するために、安定供給への寄与等に対し、特筆すべき効果（運用容量の増加に関する効果は除く）がある場合に記載し、それを証する書類を添付する。

(7) 事業実現性

実施案の事業実現性を評価するために、有資格事業者の広域連系系統（諸外国におけるこれに相当する設備を含む。以下同じ。）の建設（用地取得を含む）の経験、用地取得にかかる見通し（リスクとなる事項及びその場合の影響を含む）、工事の難易度等の事業実現性に関する事項を記載し、それを証する書類を添付する。

(8) 事業継続性

事業実施主体としての事業継続性を評価するために、有資格事業者の財務的健全性、広域連系系統の維持・運用に関する経験、有資格事業者の流通設備の保守・運用の体制その他事業実施主体として適切に事業を継続できることを示す事項を記載し、それを証する書類を添付する。

(9) 他者設備への影響

送配電等業務指針第43条第3項の規定に基づき、実施案の内容に他の電気供給事業者が維持・運用する既設の電力設備（以下「他者設備」という。）の増強・改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合又は当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合には、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に確認の上、次に掲げる事項を記載し、それを証する書類を添付する。

- ① 既設の電力設備の増強・改造等の有無に関する検討方法及び結果の妥当性
- ② 既設の電力設備の増強・改造等の内容及び概算費用（既設の電力設備の増強・改造等を含む場合に限る）の妥当性
- ③ 既設の電力設備の維持・運用への影響の有無（影響が有る場合はその対策）

(10) 将来拡張性

将来の更なる運用容量拡大が必要となった場合において、実施案の対策工事が更なる広域系統整備に向けた効果的な実施案であるか評価するために、将来拡張性（将来の200万kWへの拡張性）に関する事項を記載し、それを証する書類を添付する。

(11) 工事費低減の方策

広域系統整備の基本要件の趣旨を踏まえ、合理的な流通設備の形成（当該趣旨に沿った範囲での設備構成の変更なども含む）となるよう検討するとともに、設計や調達等の各段階における工事費低減の方策（新技術の導入、他社の良好な事例の適用、購入実績の少ない特殊な設備などの調達方法の工夫など）を記載する。

(12) その他実施案の評価に資する事項

その他本機関による実施案の評価に資する事項を記載し、それを証する書類を添付する。

VIII. 実施案及び事業実施主体の評価方法等

1. 実施案の要件との適合性

実施案は本公募要綱等を充足することを要し、充足しない場合、本機関は実施案として採用しない。

① 必要な増強容量の確保

実施案の要件1. 必要な増強容量が確保できること。

② 所要工期

実施案の要件2. 広域系統整備が必要となる時期に適合すること。

③ 電力系統性能基準の充足性

電力系統性能基準を充足すること。

④ 法令への適合性

法令に適合すること。

2. 実施案及び事業実施主体の評価方法

本機関は次に掲げる事項についての総合的な評価を踏まえ、実施案及び事業実施主体を決定する。

(1) 本公募要綱等への適合性

増強容量、増強の完了時期、送配電等業務指針に定める電力系統性能基準の充足性、法令又は政省令への適合性等

(2) 経済性

工事費、流通設備の維持・運用費用、送電損失等

(3) 系統の安定性

電力系統の運用に関する柔軟性、事故発生時のリスク等

(4) 対策の効果

安定供給、電力取引の活性化、再生可能エネルギー電源の導入拡大等への寄与

(5) 事業実現性

流通設備の建設（用地取得を含む。）に関する経験、用地取得のリスク、工事の難易度等

(6) 事業継続性

財務的健全性、流通設備の維持・運用に関する経験、保守・運用の体制等

(7) その他実施案の妥当性を評価するに当たって必要な事項

将来の拡張性などその他特筆すべき事項があれば、その内容に応じて評価する。

3. 他者設備への影響の確認

本機関は、有資格事業者が実施案として提出した前記VII. 2. (9) の記載事項について、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に妥当性を確認する。

IX. 応募に必要な情報の提供

本機関は、有資格事業者から情報の提供の依頼があった場合、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、次の各号に掲げる情報を提供する。

- ① 送電系統図（送電線経過図、給電系統図等）
- ② 既設電気所の概要（単線結線図、機器配置平面図等）
- ③ 設備の諸データ（電圧、設備容量・運用容量、インピーダンス等）
- ④ 予想潮流図
- ⑤ 系統解析用データ（熱容量、同期安定性、電圧安定性、短絡容量等）
- ⑥ 本機関が広域系統整備の基本要件の検討において解析を行ったデータ
- ⑦ その他実施案の作成に必要となる技術的な情報

この場合、有資格事業者は、開示された情報の取扱いに関する秘密保持誓約書（様式3）を提出しなければならない。

X. 他社設備の工事の実施及び維持・運用

事業実施主体となった有資格事業者は、広域系統整備計画に他者設備の建設、維持及び運用が含まれる場合には、本機関が認める場合に限り、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に工事の実施及び工事後の設備の維持・運用を求めることができる。

XI. 広域系統整備計画の変更

本機関は、広域系統整備計画を変更する場合は、業務規程第 63 条又は第 63 条の 2 の規定に基づき、当該広域系統整備計画の変更を行う。

なお、この場合において、本機関は、当該広域系統整備計画の変更に伴い費用負担候補者（業務規程第 59 条第 3 項に規定する「費用負担候補者」をいう。）に損害等が生じたとしても、これを賠償等する責任を負わないものとする。また、当該広域系統整備計画の変更により、流通設備に係る整備等に関する費用の概算額に変動が生じた場合においては、当該整備等にかかる費用負担に関する契約の当事者間で差額について精算する。

XII. 情報の取扱い

本機関が提出を受けた情報は、秘密情報として管理する。ただし、法令及びガイドライン並びに本機関の業務規程及び送配電等業務指針その他の規程類等に基づき系統利用者等に対して情報を開示する場合は除く。

XIII. 本公募要綱に記載の無い事項について

本公募要綱に記載の無い事項については、本機関の業務規程及び送配電等業務指針による。

XIV. その他

- ・書類等の追加提出を必要に応じて求める場合がある。
- ・提出した書類等は、原則として返却しない。
- ・有資格事業者に対して、実施案の提出前に検討状況を必要に応じて確認する場合がある。

XV. 問合せ先

〒135-0061 東京都江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関 中国九州間連系設備に係る公募担当

E-Mail : seibikeikaku-west@occto.or.jp

以上

実施案の要件

1. 必要な運用容量

- ・九州から本州向き運用容量：現状の約 278 万 kW (最大) から 100 万 kW 程度増加
- ・本州から九州向き運用容量：現状の約 23 万 kW (最大) から 100 万 kW 程度増加

2. 広域系統整備が必要となる時期

広域的な電力取引の活性化、再エネの導入促進及びレジリエンス強化の観点から、できるだけ早期の系統整備が望まれる。工期は 6 ~ 9 年程度とする。

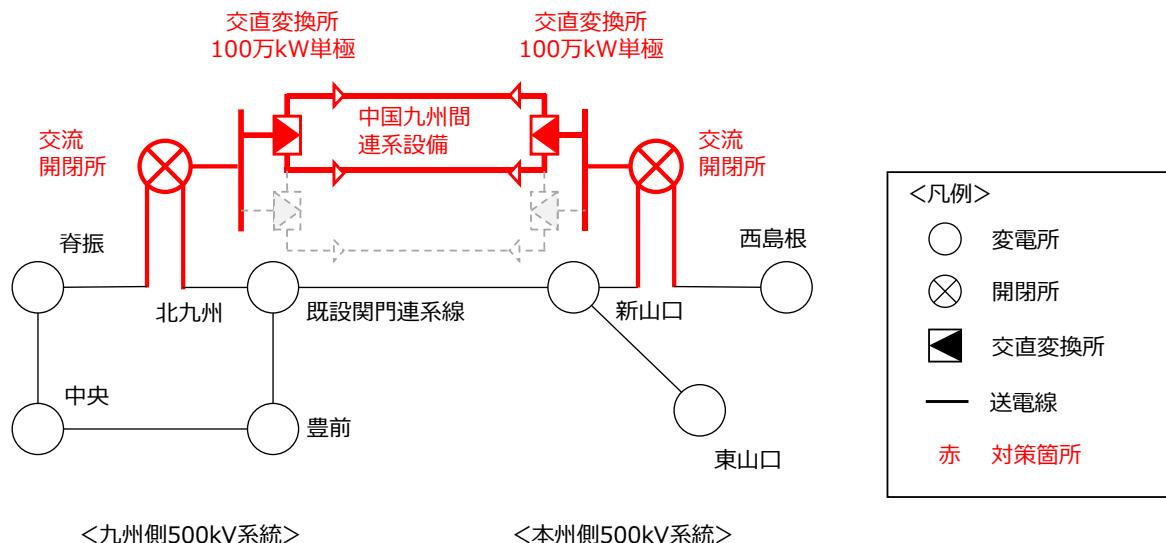
3. 広域系統整備の方策

(1) 工事概要

中国九州間連系設備の整備における最も合理的な計画として、現在の閑門連系線とは別に、新たな連系設備を新設する。なお、将来、200 万 kW へ増強するための拡張性を考慮した設計とする。主要な対策工事の概要を下表に示す。

項目	対策工事概要
交直変換所	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本州・九州側への交直変換設備の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・本州側 交直変換設備 100 万 kW (単極) ・九州側 交直変換設備 100 万 kW (単極)
交流開閉所	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 500kV 交流開閉所新設 <ul style="list-style-type: none"> ・本州側 500kV 送電線引出口 6 回線 ・九州側 500kV 送電線引出口 6 回線
直流送電線	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 直流送電線新設 <ul style="list-style-type: none"> ・本州 揚陸点～九州 揚陸点 海底ケーブル 2 条 40～55km ・本州側・九州側渚部 地中ケーブル 2 条 2 km 程度 ・本州側 交直変換所～揚陸点 架空 1 回線新設 2 km 程度 ・九州側 交直変換所～揚陸点 架空 1 回線新設 9 km 程度
交流送電線	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 500kV 交流送電線新設 <ul style="list-style-type: none"> ・本州側 <ul style="list-style-type: none"> ・交流開閉所～既設 500kV 送電線 4 回線新設 8 km 程度 ・交流開閉所～交直変換所 2 回線新設 34km 程度 ・九州側 <ul style="list-style-type: none"> ・交流開閉所～既設 500kV 送電線 4 回線新設 5 km 程度 ・交流開閉所～交直変換所 2 回線新設 4 km 程度
その他設備	<ul style="list-style-type: none"> ・系統安定化装置改修他

(2) 概略ルート



※1 交直変換所や直流送電線等の設計に将来、200万kWへ増強するための拡張性を考慮
 ※2 交流系統は2回線送電線を1本線にて表記

以 上

年 月 日

電力広域的運営推進機関 御中

【提出者】

所在地

名称及び代表者の氏名

印

中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募意思表明書

当社は、下記のとおり、中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集に対する応募資格を有しておりますので、実施案の提出の意思を表明します。

なお、本広域系統整備計画の完了までの間、「中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画実施案及び事業実施主体の公募要綱」について遵守いたします。

記

- ※ 公募要綱に定める応募資格者の要件を満たしている状況等について記載すること。
- ※ 記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以 上

<連絡先>

- (1) 連絡者所属 :
- (2) 連絡者名 :
- (3) 住所 : 〒
- (4) 電話番号 :
- (5) 電子メールアドレス :

連名での提出の場合に使用

様式 1

年 月 日

電力広域的運営推進機関 御中

【提出者】

所在地

名称及び代表者の氏名

A社

印

所在地

名称及び代表者の氏名

B社

印

中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募意思表明書

当社は、下記のとおり、中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集に対する応募資格を有しておりますので、実施案の提出の意思を表明します。

なお、本広域系統整備計画の完了までの間、「中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画実施案及び事業実施主体の公募要綱」について遵守いたします。

記

- ※ 公募要綱に定める応募資格者の要件を満たしている状況等について記載すること。
- ※ 記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以上

<連絡先>

A社 (代表)

- (1) 連絡者所属 :
- (2) 連絡者名 :
- (3) 住所 : 〒
- (4) 電話番号 :
- (5) 電子メールアドレス :

B社

- (1) 連絡者所属 :
- (2) 連絡者名 :
- (3) 住所 : 〒
- (4) 電話番号 :
- (5) 電子メールアドレス :

年 月 日

電力広域的運営推進機関 御中

【提出者】

所在地

名称及び代表者の氏名

印

中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画に対する実施案の提出辞退申出書

当社は、中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集における実施案の提出について、下記の辞退事由並びに当該事由が実施案及び事業実施主体等の評価に与える影響から、実施案の提出を辞退いたします。

記

※辞退事由並びに当該事由が実施案及び事業実施主体等の評価に与える影響について
具体的に記載すること。

※記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以上

<連絡先>

- (1) 連絡者所属 :
- (2) 連絡者名 :
- (3) 住所 : 〒
- (4) 電話番号 :
- (5) 電子メールアドレス :

様式3（有資格事業者用）

年 月 日

電力広域的運営推進機関 殿

本社所在地

会 社 名

印

秘密保持誓約書

当社は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）が実施する「中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集」において、第1条に定める情報の取扱いに関して以下のとおり誓約いたします。

第1条（定義）

本誓約書に定める秘密保持等の対象となる「情報」とは、当社が実施案の作成のため広域機関から開示を受けた情報であって、広域機関の業務規程第8条において「秘密情報」と定義されている情報を意味します。

第2条（適用除外）

前条の定めにかかわらず、以下の情報は秘密保持の対象外といたします。

- a) 開示を受ける前に既に保有している情報
- b) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- c) 本誓約書に違反することなく公知となった情報
- d) 広域機関又は関係する電気供給事業者が、第三者に開示可能であることを明記の上、提供した書類又は成果物に記載された情報

第3条（秘密の保持及び目的外使用の禁止）

当社は、広域機関から情報の開示を受けた以降、第10条に定める当該情報を破棄するまでの間、第6条に定める第二次情報受領者への情報の開示を除き、いかなる方法によっても情報を開示又は漏えい（以下「漏えい等」といいます。）しないとともに、実施案の作成以外の目的で情報を使用（以下「目的外利用」といいます。）いたしません。

第4条（情報管理の体制）

当社は、広域機関に提出した情報取扱者名簿及び情報管理体制図（様式4）（以下「情報管理体制図」といいます。）に基づき、適切に情報管理するとともに、提出した情報管理体制図に変更が生じた場合には、変更した当該情報管理体制図を遅滞なく広域機関に届け出いたします。

第5条（検討協力事業者への情報の開示申請）

当社は、実施案の作成に当たり、当該作成に必要な知見を有する事業者（以下「検討協力事業者」といいます。）に対して、情報の開示が必要な場合は、あらかじめ広域機関に対して、広域機関提供情報に係る検討協力事業者への開示申請書（様式5。以下「開示申請書」といいます。）にて申請いたします。

第6条（第二次情報受領者への情報の開示）

当社は、前条に定める申請を行い、広域機関が情報の開示を承諾した検討協力事業者（以下「第二次情報受領者」といいます。）に対して、開示申請書に記載し、実施案の作成に必要な範囲において、情報を開示いたします。

なお、当社が提出した開示申請書に変更が生じた場合には、当該開示申請書に基づく第二次情報受領者への情報開示を速やかに中断するとともに、広域機関に対して、第5条に基づき再度申請いたします。

第7条（第二次情報受領者の情報管理等）

当社は、前条に定める第二次情報受領者への情報の開示に当たり、あらかじめ当該第二次情報受領者から当社に対して、秘密保持誓約書（第二次情報受領者用）（様式6）又はこれと同等の義務を課す書面を提出させ、又は、当該第二次情報受領者との間で同等の秘密保持契約を締結することで情報管理について誓約させるとともに、当該第二次受領者が情報の漏えい等又は目的外利用をした場合その他一切の第二次受領者の行為に對して、当社が責任を負うものといたします。

なお、当社は、広域機関からの求めがあった場合には、速やかに第二次情報受領者との間で締結した秘密保持誓約書等を提出いたします。

第8条（情報の漏えい等を発見した場合の措置）

当社は、当社が情報の漏えい等若しくは目的外利用を発見した場合、又は当社が第二次情報受領者から情報の漏えい等の報告を受けた場合、直ちに広域機関に書面で通知いたします。この場合、当社は情報の拡散を防止するために、広域機関、関係する電気供給事業者その他の関係者に協力いたします。

第9条（誠実協議）

本誓約書に関する紛争が生じた場合には、当社は、広域機関、関係する電気供給事業者その他の関係者と友好的に解決するよう誠実に協議いたします。

第10条（情報の破棄）

当社は、実施案を提出しない場合、事業実施主体とならなかつた場合又はその他広域機関から指示があった場合、広域機関の指示にしたがつて、本誓約書の秘密保持等の対象となる情報（複写等した場合には当該複写物を含む。）を全て破壊し、又は復元できないよう消去した上で破棄し、広域機関へ破棄したことを報告いたします。

また、当社は、当社が第二次情報受領者へ開示した情報がある場合は、当該情報について、当該第二次情報受領者をして、当該情報（複写等した場合には当該複写物を含む。）を全て破壊させ、又は復元できないよう消去した上で破棄させ、当社が破棄を確認し、広域機関へ破棄したことを報告いたします。

第11条（その他）

当社は、広域機関が当社又は第二次情報受領者について本誓約書を遵守していないと認めた場合に、広域機関が当社（第二次情報受領者に情報を開示している場合にあっては当該第二次情報受領者を含む。）の名称及び情報の漏えい等の概要等について公表する場合があることを承諾し、第二次情報受領者をして承諾させるものといたします。

第 12 条 (準拠法及び管轄)

本誓約書は、日本法に準拠するものとし、本誓約書に関する一切の係争については、東京地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とします。

以上

様式4

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所 (※4)	生年月日 (※4)	所属部署	役職	パスポート番号及び国籍 (※5)
情報管理責任者 (※1)	A						
情報取扱管理者 (※2)	B						
	C						
業務従事者 (※3)	D						
	E						

(※1) 実施案の作成に当たって情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 実施案の作成に当たって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取扱う可能性のある者。

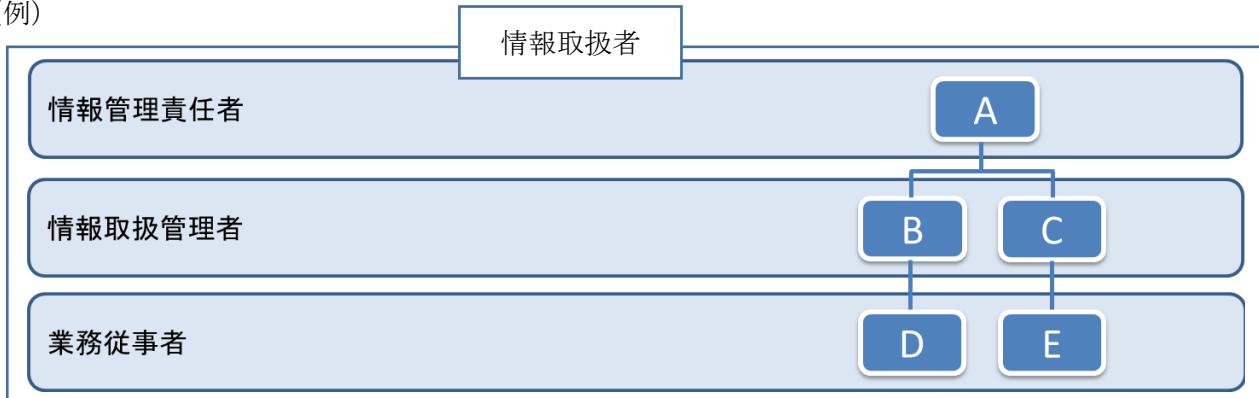
(※3) 実施案の作成に当たって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 住所、生年月日については、情報提供前に必ずしも提出することを要しないが、その場合であっても電力広域的運営推進機関から求められた場合は速やかに提出すること。

(※5) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- 実施案の作成に当たって保護すべき情報を取扱う全ての者。
- 実施案の作成に当たって最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

広域機関提供情報に係る検討協力事業者への開示申請書

年 月 日

電力広域的運営推進機関 殿

(有資格事業者)

住 所

会 社 名

代表者名

印

当社は、中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集において、当社が貴機関から提供を受けた情報（以下「提供情報」という。）について、実施案の作成に当たり、当該作成討に必要な知見を有する事業者（以下「検討協力事業者」という。）に対して提供情報を開示する必要があるため、下記のとおり、当該検討協力事業者へ当該提供情報を開示することについて申請します。なお、当社が提出した本申請に変更が生じた場合には、貴機関に対して、速やかに再度申請します。

また、当社は、検討協力事業者に対して、当社との間の秘密保持契約書（第二次情報受領者用）（様式 6）等についての遵守を徹底させるとともに、検討協力事業者の貴機関に対する一切の行為について、当社が責任を負うこととします。

記

1. 開示を希望する検討協力事業者 会 社 名： 代表者名： 住 所：
2. 開示を希望する情報（別紙によることも可）
3. 開示を希望する理由・必要性（検討協力事業者との関係性や提供情報の開示の必要性について具体的に記載すること。別紙によることも可）
4. 情報開示期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
5. 検討協力事業者との秘密保持誓約の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

様式6 (第二次情報受領者用)

年 月 日

●●● (有資格事業者) 殿

本社所在地
会社名

印

秘密保持誓約書

当社は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）が実施する「中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集」において、第1条に定める情報の取扱いに関して以下のとおり誓約いたします。

第1条（定義）

本誓約書に定める秘密保持等の対象となる「情報」とは、当社が貴社の実施案の作成のために広域機関から開示を受けた情報であって、広域機関の業務規程第8条において「秘密情報」と定義されている情報を意味します。

第2条（適用除外）

前条の定めにかかわらず、以下の情報は秘密保持の対象外といたします。

- a) 開示を受ける前に既に保有している情報
- b) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- c) 本誓約書に違反することなく公知となった情報
- d) 広域機関又は関係する電気供給事業者が、第三者に開示可能であることを明記の上、提供した書類又は成果物に記載された情報

第3条（秘密の保持及び目的外使用の禁止）

当社は、貴社から情報の開示を受けた以降、第7条に定める当該情報を破棄するまでの間、いかなる方法によっても情報を開示又は漏えい（以下「漏えい等」といいます。）しないとともに、実施案の作成以外の目的で情報を使用（以下「目的外利用」といいます。）いたしません。

第4条（情報管理の体制）

当社は、貴社に提出した情報取扱者名簿及び情報管理体制図（以下「情報管理体制図」といいます。）（様式4）又はこれに類する書類に基づき、適切に情報管理するとともに、提出した情報管理体制図に変更が生じた場合には、変更した当該情報管理体制図を遅滞なく貴社に届け出ます。

第5条（情報の漏えい等を発見した場合の措置）

当社は、情報の漏えい等又は目的外利用を発見した場合、直ちに貴社に書面で通知いたします。この場合、当社は情報の拡散を防止するために、貴社、広域機関、関係する電気供給事業者その他の関係者に協力いたします。

第6条（誠実協議）

本誓約書に関する紛争が生じた場合には、当社は、貴社、広域機関、関係する電気供給事業者その他の関係者と友好的に解決するよう誠実に協議いたします。

第7条（情報の破棄）

当社は、貴社が実施案を提出しない場合、事業実施主体とならなかつた場合又はその他貴社から指示があつた場合、貴社の指示にしたがつて、本誓約書の対象となる情報（複写等した場合には当該複写物を含む。）を全て破壊し、又は復元できないよう消去した上で破棄し、貴社へ破棄した旨を報告いたします。

第8条（その他）

当社は、広域機関が貴社又は当社について本誓約書を遵守していないと認めた場合に、広域機関が当社の名称及び情報の漏えい等の概要等について公表する場合があることを承諾いたします。

第9条（準拠法及び管轄）

本誓約書は、日本法に準拠するものとし、本誓約書に関する一切の係争については、東京地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とします。

以上